社会福祉法人広島県同胞援護財団 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 広島県同胞援護財団(以下「当法人」という)定 款第8条、定款第22条ならびに評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定 に基づき、役員(理事および監事)、評議員(以下「役員等」とする)の報酬等に ついて定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等については、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。
 - 2 常勤役員等については、報酬を支給する。
 - 3 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
 - 4 特命業務を担当する非常勤役員については、役員等報酬規程により支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - 2 報酬については、別表1に定める額
 - 3 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料) を支給する。
 - 4 常勤役員の福利厚生については、原則として「職員就業規則」に準ずる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - 2 報酬については、別表2に定める額
 - 3 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法・計算期間・控除)

- 第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、職員の給与支給日と同日とし、銀行 振込にて支給する。
 - 2 前項の役員が任期途中で退任もしくは就任する場合は、日割り計算として支給する。
 - 3 1項の役員報酬からは、所得税、住民税、社会保険料、その他立替金等を控除 して支給する。
 - 4 非常勤役員等に対する報酬は、月末締めの翌月20日に銀行振込にて支給する。 ただし、支払日の当日が土曜日又は休日のときは、その前日とする。 また、特命業務をおこなう非常勤役員等に対する報酬は、6条1項に従う。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
 - 2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月 勤務すべき日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条の2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に円位未満の端数が生じたときには、四捨五入する。

(公 表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(役員の債務保証料)

第10条 役員が法人の債務保証をした場合、当該年度の債務保証額に応じた保証料を 支給することができる。保証料率は、信用保証協会の保証料率に準ずるものとし、 支給の決定及び保証料は、理事会・評議員会の承認を得て支給することとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けておこなう。

(補 則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 平成30年7月1日 一部改正

附則 2020年4月1日 一部改正

別表1 常勤役員等の報酬

役職名	報酬額	
理事長	年俸 15,000,000円(月割支給)	
業務執行理事	年俸 12,000,000円(月割支給)	
理事	年俸 10,800,000円(月割支給)	

別表 2 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

報酬要件	報酬額
評議員会への出席	日額 20,000円
評議員会 (決議の省略の場合)	日額 20,000円
上記の他、評議員業務報酬	日額 20,000円

(2) 理事

報酬要件	報酬額
理事会等会議への出席	日額 20,000円
理事会(決議の省略の場合)	日額 20,000円
上記の他、理事業務報酬	日額 20,000円

(3) 監事

報酬要件	報酬額
理事会等会議への出席	日額 20,000円
理事会・評議員会(決議の省略の場合)	日額 20,000円
監事監査(監査準備を含む)	1回 80,000円
上記の他、監事業務報酬	日額 20,000円